

静岡県告示第724号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年10月28日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
469号	富士宮市北山字東下組5015番の6から 富士宮市北山字貫間502番の13まで	令和4年10月31日

=====

静岡県告示第725号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年10月28日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士富士宮線	富士宮市北山字東下組4999番の16から 富士宮市北山字東下組4991番の25まで	令和4年10月31日

=====

静岡県告示第726号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年10月28日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
150号	御前崎市合戸字東前 3077 番の3から 御前崎市合戸字東前 3152 番の3まで	令和4年10月28日